

京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための 使用手続に関するガイドライン（最終案）について

平成30年 3 月
府 民 生 活 部

1 策定趣旨

平成28年6月3日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されるとともに、ヘイトスピーチ解消法成立時に衆参両院法務委員会で附帯決議がなされた。

ヘイトスピーチ解消法が、前文で本邦外出身者^(※)に対する不当な差別的言動は許されないと宣言したこと等も踏まえ、府の公の施設等において、同法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、府の公の施設等を管理する者（以下「施設管理者」という。）が、各施設の設置及びその管理に関する条例等（以下「設置・管理条例等」という。）に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定するもの

※ ヘイトスピーチ解消法第2条において「本邦外出身者」とは、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」と規定

2 対象施設

地方自治法第244条第1項の規定による「公の施設」であって、府の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設（指定管理者制度を導入したもの及び目的外使用許可等により使用させるものを含む）

3 「不当な差別的言動」の定義

(1) ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」^(※)

※ ヘイトスピーチ解消法第2条において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、「本邦外出身者に対する差別意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定

(2) 個別具体の言動がヘイトスピーチ解消法に基づく「不当な差別的言動」に該当するか否かは、法務省人権擁護局内「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」が作成した「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律』に係る参考情報（その2）」において次のとおり示されている典型と考えられる例を参考として判断

ア 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨の告知

害悪の告知を内容とする脅迫的言動

〈具体例〉

〇〇人は殺せ、〇〇人を海に投げ入れろ、〇〇人の女をレイプしろ など

イ 本邦外出身者を著しく侮蔑するもの

本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいもの

〈具体例〉

特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼んだり、差別的、軽蔑的な意味合いで「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える言動 など

ウ 「地域社会から排除することを煽動する」言動

本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおりたてる言動

〈具体例〉

〇〇人はこの町から出て行け、〇〇人は祖国へ帰れ、〇〇人は強制送還すべき など

4 使用制限に係る基本方針

(1) 使用制限の考え方

「不当な差別的言動」が行われることが客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合等に、表現の自由や集会の自由を保障している憲法の趣旨に照らし、恣意的な運用とならないよう、また、正当な表現行為を萎縮させることがないよう、要件、手続等を明らかにした上で、不承認又は不許可とすべき

(2) 使用制限の要件

次のいずれかに該当する場合

ア 「不当な差別的言動」が行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合

イ 「不当な差別的言動」が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合

※ 承認又は許可を「承認等」、不承認又は不許可を「不承認等」という。

(3) 各施設における不承認等の具体的適用

ア 「公序良俗」に関する使用制限規定の適用

4 (2)アの要件に該当する場合、ヘイトスピーチ解消法や最高裁判所の判決（第三小法廷平成7年3月7日）で示された考え方を踏まえ、公の秩序又は善良な風俗を害するものと解釈し、当該規定を適用して不承認等とし、若しくは承認等を取り消すことができるものとする。

イ 「管理・運営上の支障」に関する使用制限規定の適用

4 (2)イの要件に該当する場合、ヘイトスピーチ解消法や最高裁判所の判決（第二小法廷平成8年3月15日）で示された考え方を踏まえ、公の施設等の管理・運営に支障があるものと解釈し、当該規定を適用して不承認等とし、若しくは承認等を取り消すことができるものとする。

5 使用制限の実施

(1) 不承認等

施設管理者（指定管理者を含む。(2)及び(3)において同じ。）は、使用申請において要件に該当すると判断した場合、第三者機関から意見聴取した上で不承認等とすることができる。

(2) 承認等の取消

施設管理者は、使用承認等の決定後に要件に該当すると判断した場合、行政手続条例にのっとり聴聞の手続を執り、その内容とともに第三者機関から意見聴取した上で承認等を取り消すことができる。

なお、公の施設に準じる施設の施設管理者は、府行政手続条例に基づく聴聞の手続に準じた手続を執るものとする。

(3) 条件付き承認等

○ 施設管理者は、不特定多数が参加可能な集会などのための承認等を行う場合は、次の条件を付けるものとする。

ア このガイドラインによる「不当な差別的言動」を行わないこと

イ アの条件に違反することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、承認等を取り消すことがあること

○ 条件に反し、不当な差別的言動を行った場合は、本来、取消事由に当たることに鑑み、使用の中止を申し入れるほか、以後の府施設の使用に際し、「客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合」に該当するものとして考慮するものとする。